

# 岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 元 年 十 二 月 二 十 日

## 目 次

### 訓 令 甲

○岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

ページ  
一

## 訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十四号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

庁中一般  
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三農産物流通課の表一の項中「法」という。の下に「、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号。以下この項中「改正法」という。）を加え、同項部長専決事項の欄中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

4 改正法附則第三条第四項の規定によりその例によりことができることとされる改正法第一条の規定による改正後の法第十三条第五項の地方卸売市場の認定

附 則

この訓令は、令和元年十二月二十一日から施行する。

令和元年十二月二十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一  
岐阜文芸社